

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生企第389号

平成30年4月26日

熊本県警察ホームページへの防犯ボランティア団体情報の掲載について（通達）

防犯ボランティア団体に対する支援については、「持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進について（通達）」（平成28年4月12日付け熊生企第326号）に基づき推進中であるが、この度、多くの防犯ボランティア団体が抱える「地域住民等に活動成果を周知する情報発信に関する課題」の解消に向けた支援の一環として、県内で活動する防犯ボランティア団体の情報（団体の概要、活動内容等）を熊本県警察ホームページに掲載し、広く県民に周知することとした。

その運用については、別添「熊本県警察ホームページにおける「防犯ボランティア団体情報掲載」運用要領」のとおりとするので、関係各課及び各警察署にあつては、その趣旨を理解し、積極的な掲載に努められたい。

熊本県警察ホームページにおける 「防犯ボランティア団体情報掲載」運用要領	
1 趣旨	<p>防犯ボランティア活動を将来にわたり持続可能なものとするためには、活動に対する地域住民等の理解や感謝、そこから得られる達成感や充実感が必要であるが、防犯ボランティア団体の多くは、情報発信の機会・手段に乏しく、自らの活動内容・成果を周知することが困難である。</p> <p>この「地域住民等に活動成果を周知する情報発信に関する課題」の解消に向けた支援の一環として、防犯ボランティア団体の情報（団体の概要、活動内容等）を熊本県警察ホームページに掲載し、広く県民に周知することにより、団体の士気の維持・向上を図るものである。</p>
2 掲載団体	熊本県で活動する防犯ボランティア団体
3 掲載内容	<p>(1) 必須事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名称（団体をアピールする副題の記載も可）</li> <li>○ 活動地域</li> <li>○ 活動開始日</li> <li>○ 構成員（構成員の種類及び人数）</li> <li>○ 活動頻度</li> <li>○ 連絡先（担当の警察署、本部各課）</li> <li>○ 活動写真（2枚程度）</li> </ul> <p>(2) 任意事項（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動を始めた経緯、目的</li> <li>○ 主な活動内容</li> <li>○ 表彰歴</li> <li>○ 今後の課題・抱負</li> <li>○ 活動成果（具体的に記載）</li> <li>○ 代表者からの一言</li> <li>○ その他団体のアピールとなる事項</li> </ul>
4 掲載要領	<p>(1) 様式 別記様式「防犯ボランティア団体情報原稿（以下「原稿」という。）」</p> <p>(2) 募集 関係各課及び各警察署にあつては、管内の防犯ボランティア団体に対し、本施策の趣旨を説明した上で、原稿を募集すること。 なお、多くの防犯ボランティア団体は、技術的・経験的に原稿作成が困難と考えられるため、原稿作成に必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 提出 生活安全企画課犯罪抑止・繁華街対策係宛てにメールで提出すること。</p> <p>(4) 期限 原稿は、随時募集することとする。 なお、掲載の開始時期を平成30年7月中とするので、関係各課及</p>

	<p>び各警察署は、可能な限り、平成30年6月30日までに原稿を提出すること。</p> <p>(5) 掲載</p> <p>原稿を受領した犯罪抑止・繁華街対策係は、当該原稿を基にレイアウトを整え、熊本県警察ホームページに掲載すること。</p>
5 掲載期間	<p>掲載団体の活動が終了又は掲載中止の申し入れがなされるまでとする。</p> <p>但し、関係各課及び各警察署は、年に1回、掲載団体に記載事項の変更の有無を確認し、変更があれば、再度原稿を作成し、犯罪抑止・繁華街対策係宛にメールで提出すること。</p>
6 その他	<p>(1) 掲載する写真については、プライバシーの保護に留意すること。</p> <p>(2) 原稿は、1年間、各所属で保管すること。</p> <p>なお、生活安全企画課犯罪抑止・繁華街対策係においても同様とする。</p> <p>(3) 防犯ボランティア活動を口実とした</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営利を目的とした掲載</li> <li>○ 特定の個人及び団体の宣伝を目的とした掲載</li> </ul> <p>は認めないので、注意すること。</p>